

ほ四方と云べき具なり、故に三方の名は古書に見及ばず、四方は中右記嘉保元年三月十一日の條に、朱大盤廿七として、先ッ四方六ッ、次ニ小大盤十九、次八又二ッ、次第如之、此中八尺長二ッ、四方六、小大盤十九、已上例史所持之とあり、此四方と云物、推はかるに、眼象ある者をさして云べきにあらず、後に云ふ如く、小き物にもあるべからず、そは次に小大盤とあるにて知るべし、又八尺長二とあり、是は横長き臺を云ふなり、其長きに對へて、方なれば四方といへるなりと聞ゆ、方臺など云ふべき如くなれど、四邊同尺の義を云ひあらはさんとて、四方とは云ひならへるなるべくこそ、

〔宗五大草紙^上〕人の相伴する事

一相伴の人により膳の替事、殿中には、公方様攝家大臣門跡皆御四方、公卿は三方、攝家大臣門跡の御相伴の時は、武家の御相伴衆はなし、御配膳も役奏として、殿上人御みやつかひ候、武家の御相伴の時は、公方様御前四方、公家大中納言三方、武家は足付、御配膳御供衆、又長老の御相伴時は、公方様にも御とぎは、ぬり折敷御わんにて候、長老同前、○中又善法寺殿被出候時は、殿上人のごとく三方にて候間、飯湯づけともにかはらけ、内々にて又かはり候、武家へ參會之事、細川殿、畠山殿、山名殿、一色殿、赤松殿、大内殿、右馬頭殿、土岐殿、武田殿、金仙寺殿、大名の内衆には、上原豊前、波々伯部、多賀豊後、陶、間田、杉、浦上など所にて見及候つる、各參會の所へ公家衆、飛鳥井殿、藤中納言殿、御出候事候し時、三方にて御膳を調參候へば、殊外御斟酌にて、各のごとく足付にて御參候つる、又あつかひもなくこなたより足付に拵候ても參り候し、

〔三内口決〕一盤 四方 三方 事

大臣以上ハ四方、大納言以下ハ三方也、

攝家ハ不依淺官、自幼少於公界被用、四方候爲一人條、一向各別事候、然處清華ノ諸流ハ、於公界可